

生産者の皆さま！

石川県の環境保全型農業の取組をPRする

「みどり農産物ラベル」を使ってみませんか！！

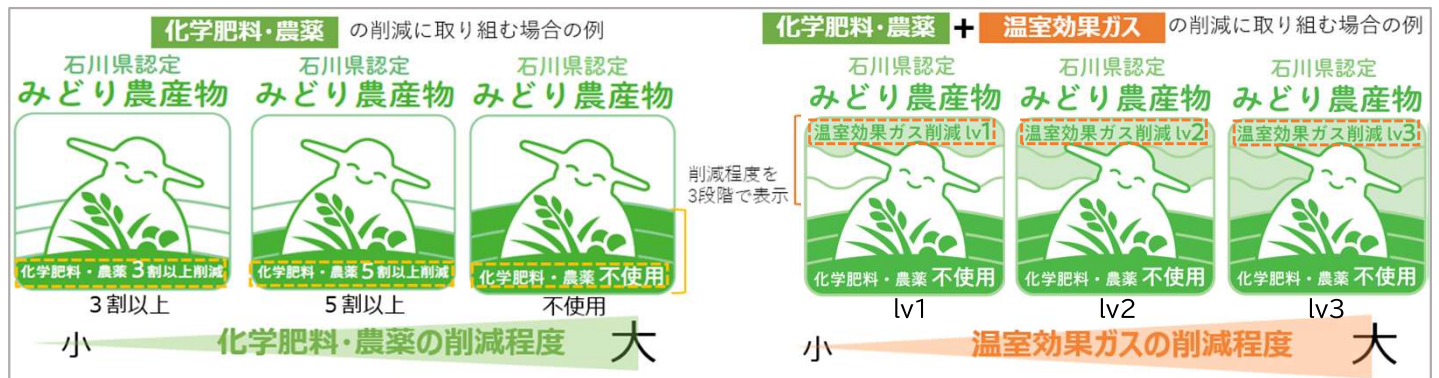
石川県の環境保全型農業の取組が見える化し、消費者に分かりやすく伝えることを目的に、これまでの2つのマーク（エコ農産物マーク、特別栽培農産物認証マーク）を刷新、一体的に表示する「みどり農産物ラベル」の表示制度を令和8年4月から開始します。



1 みどり農産物ラベルの特徴

- ・ 化学肥料・農薬の削減の程度をわかりやすく表示
- ・ さらに、温室効果ガスの削減程度も新たに表示可能

(参考) みどり農産物ラベルが表示する内容



2 みどり農産物ラベル使用の承認を受けるには

- (1) 申請者 : みどり認定を受けている石川県内の生産者、生産者が組織する団体、小分け業者
- (2) 対象品目 : 水稲やかんしょ、れんこんなど県が定める「持続性の高い農業生産方式の導入指針」に記載のある品目

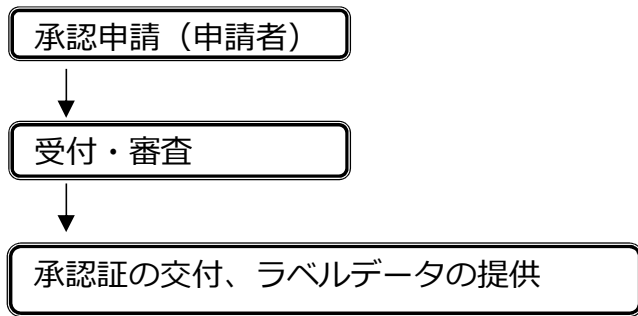
(参考URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousan/eco/documents/sisinr50215.pdf>)

- (3) 要件 : 下表のとおり

表示内容		要件	
		みどり認定	その他、必要な認定等
化学肥料・農薬の削減	3割以上削減	化学肥料・農薬削減取組 (1号活動)	—
	5割以上削減		県特裁認証
	不使用		県特裁認証又は有機JAS認証
上記に加えて、温室効果ガス削減を表示する場合		温室効果ガス削減取組 (2号活動) または 環境保全に資する取組 (3号活動)	申請計画に基づき削減量を算出※ Lv1：二酸化炭素100kg/10a削減 例) 100kg/10aバイオ炭施用 Lv2：二酸化炭素300kg/10a削減 例) 水稲中干し延長 Lv3：二酸化炭素500kg/10a削減 例) 水稲中干し延長+秋耕

※農林水産省「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」や農林水産省「農産物の温室効果ガス簡易算定シートVer2.1」を活用しています

3 申請の流れと受付時期



※受付時期（みどり認定の申請時期と同様です）

第1回申請	2～4月（7月承認）
第2回申請	5～7月（10月承認）
第3回申請	8～10月（1月承認）
第4回申請	11～1月（3月承認）

※既にみどり認定を受けている方の申請は、
令和8年度に限り毎月受付、承認

【Q & A】

Q みどり認定の活動はそれぞれどのような取組ですか。

1号活動は旧エコ農業者制度と同様の化学肥料・農薬を3割以上削減する取組で、2号・3号の取組は下表のとおりです。

1号活動	2号活動	3号活動
・化学肥料の低減技術 局所施肥・有機質肥料施用など	・温室効果ガス削減技術 秋起し 中干し延長 施設園芸等のヒートポンプ導入 省エネ農業機械の導入	・環境保全に資する取組技術 炭素貯留 プラスチック資材の排出・流出抑制 生物多様性への寄与取組
・化学合成農薬の低減技術 機械除草・生物農薬利用など		
・土づくりの技術 堆肥等有機質資材施用など		

Q 温室効果ガス削減の取組（2号活動）の計画のみでみどり認定を受けているが、ラベルは使えますか。

使えません。まずは、化学肥料・農薬削減の取組（1号活動）の認定を受けていることを前提としています。

Q 化学肥料・農薬「不使用」の計画のみでみどり認定を受けているが、ラベルは使えますか。

みどり認定だけでは「不使用」の表示ラベルは使えません。みどり認定に加え、県の特別栽培（不使用）又は有機JASの認証が必要です。なお、5割削減の場合も特別栽培の認証が別途必要となります。

Q これまでのエコ農産物マークは使えないのか。

使用が承認期間内であれば使えます。ただし、令和12年4月から本ラベルに全て切り替えることとしていることから、マークの印刷数量等に留意ください。なお、特別栽培の認証マークについても同様です。

Q ラベルの使用料は必要ですか。

使用料は不要です。ただし、シールの印刷費用などは使用者でご負担いただくことになります。

申請窓口

申請先	住所	電話番号
南加賀農林総合事務所 企画調整室	小松市園町ハ108-1	0761-23-1707
石川農林総合事務所 企画調整室	白山市馬場2-113	076-276-0528
県央農林総合事務所 企画調整室	金沢市直江南2-1	076-239-1750
中能登農林総合事務所 企画調整室	七尾市小島町二部33	0767-52-2583
奥能登農林総合事務所 企画調整室	輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2320